

黒潮町 子ども・子育て支援事業計画



笑顔咲く

子どもいきいき くろしお町



平成 27 年 3 月

平成 29 年 3 月 変更

黒潮町

目次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 子ども・子育てを取り巻く国の動き.....	2
3. 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	3
5. 策定体制	3
第 2 章 黒潮町の子ども・子育てを取り巻く環境	4
1. 統計による黒潮町の状況	4
2. 意識調査結果の概要.....	10
3. 次世代育成支援対策行動計画（後期）の目標事業量および達成状況.....	15
4. 黒潮町次世代育成支援対策行動計画（後期）の評価.....	16
第 3 章 計画の基本理念と施策体系	26
1. 計画の基本理念.....	26
2. 基本目標	27
3. 施策体系	28
第 4 章 子育ての環境整備	29
1. 保育および地域子育て支援の充実	29
2. 母親と子どもの健康の確保と増進	36
3. 子どものための教育環境の整備.....	38
4. 子育てを支援する生活環境の整備	40
5. 要保護児童への支援策の推進	43
第 5 章 計画の推進点検体制	46
1. 推進体制	46
2. 計画の評価.....	46
資料	47
1. 黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例	47
2. 黒潮町子ども・子育て支援会議運営規則	49
3. 黒潮町子ども・子育て支援会議委員名簿	50

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に生む子どもの数）は 1.41 と、平成 23 年の 1.39 より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.08 を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に生む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、子育てに不安を抱える保護者の増加、児童虐待等の増加等、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築することとなりました。平成 24 年には「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、新たな制度のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

また、平成 25 年 6 月に少子化社会対策会議決定された「少子化危機突破のための緊急対策」に基づき、切れ目のない結婚・妊娠・出産支援等、継続的な少子化対策が進められています。

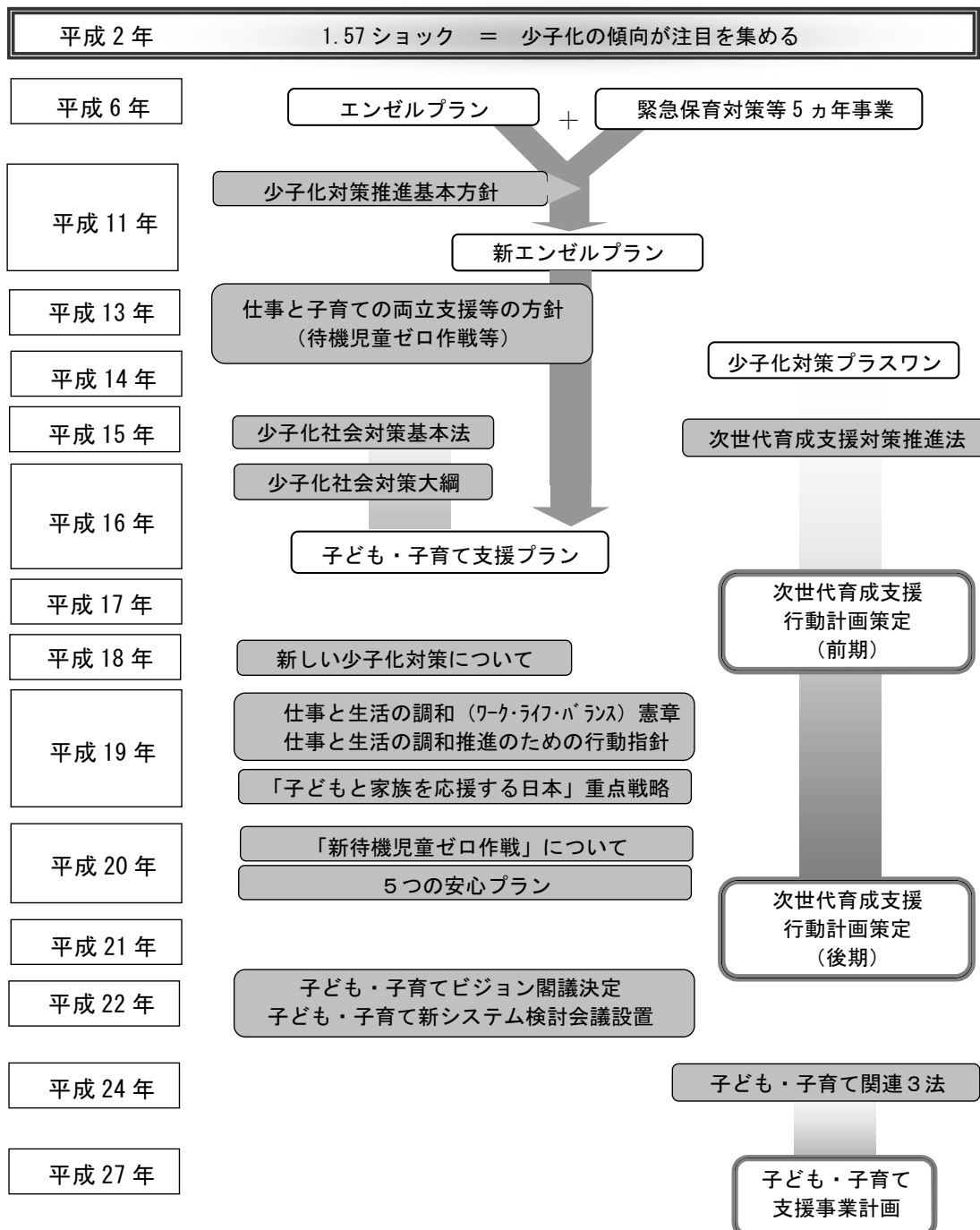
本町は、平成 21 年度に「黒潮町次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定し、次代を担う子どもを心身ともに健やかに育てることを第一に、子どもと子育て家庭への支援を、少子化対策も視野に入れながら、町民、地域、行政の協働によって取り組んできました。

こうした背景を踏まえながら、進行する少子化への対策として、子どもを生み育てたいと思えるまちづくりを推進するとともに、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりをより一層進めるため、「黒潮町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」をいう。）を策定しました。

2. 子ども・子育てを取り巻く国の動き

これまで国では、子ども・子育てに関する様々な取り組みが進められてきました。

平成 17 年には、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年）に基づいて「次世代育成支援行動計画」が策定されましたが、今回は「子ども・子育て関連3法」（平成 24 年）に基づき、より子ども・子育て支援に主眼を置いた子ども・子育て支援事業計画を策定することになりました。



3. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「黒潮町次世代育成支援対策行動計画（後期）」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「黒潮町総合振興計画」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
計画策定	黒潮町 子ども・子育て支援事業計画（本計画）							
				評価・次期計画策定		次期計画（H32 年度～）		

5. 策定体制

本計画の策定にあたっては、行政関係者、学識経験者、福祉・保健・教育関係者等で構成する「子ども・子育て支援会議」において計画の内容等を協議し、計画を策定しています。

第2章 黒潮町の子ども・子育てを取り巻く環境

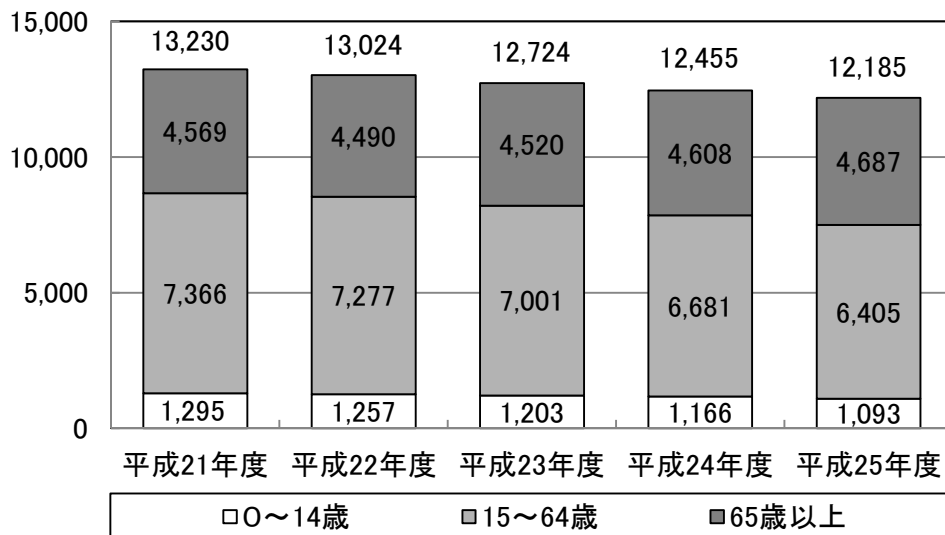
1. 統計による黒潮町の状況

(1) 子どもを取り巻く状況

総人口の推移状況を見ると、平成21年度の13,230人から、平成25年度には12,185人まで減少しており、年々減少傾向にあります。

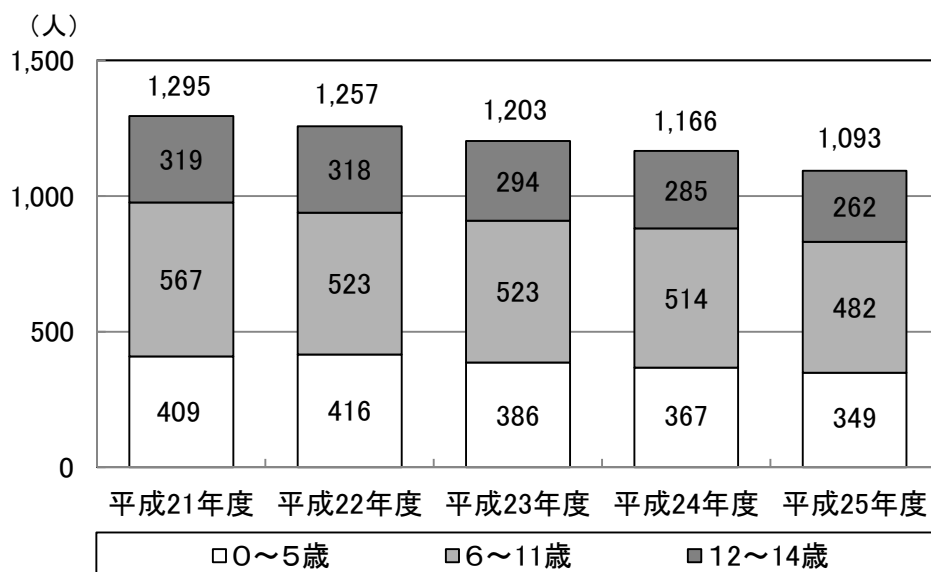
また、総人口における65歳以上人口の割合が高くなっている一方、0～14歳、および15～64歳人口は年々減少しており、本町においても少子高齢化の進行がみられます。

《1:年齢3区分別人口の推移》
(人)



資料:住民基本台帳(各年3月31日)

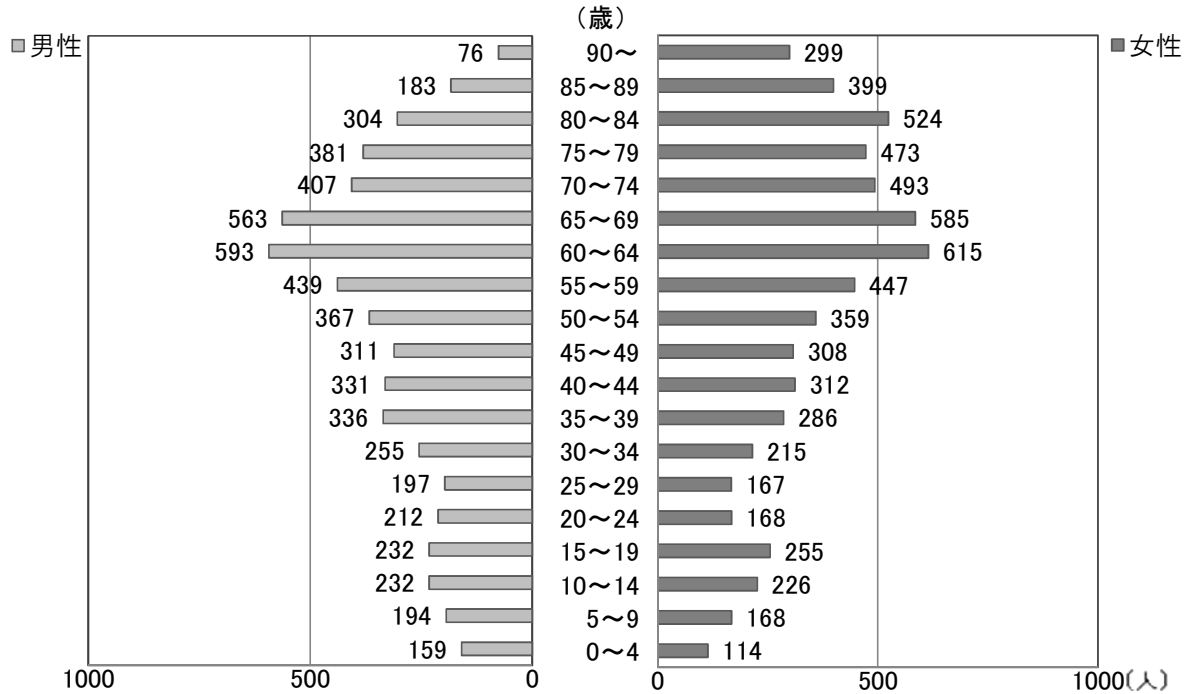
《2:年少人口の推移》
(人)



資料:住民基本台帳(各年3月31日)

《3:人口構造》

人口ピラミッドをみると、男女とも60歳代がもっとも多く、次いで、男性では50歳代が、女性では70歳代が多くなっています。

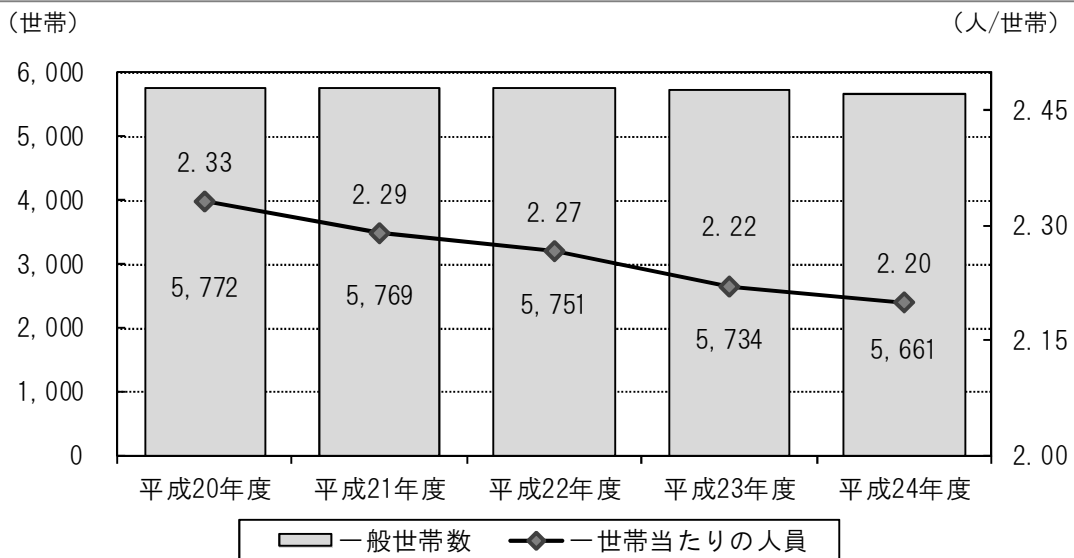


資料:住民基本台帳(平成26年3月31日)

《4:世帯数と一世帯当たり人口の推移》

世帯数の推移状況を見ると、平成20年度の5,772世帯から平成24年度には5,661世帯まで減少しています。

また、一世帯当たり人口の推移状況を見ると、平成20年度が2.33人であったものが平成24年度には2.20人まで減少しており、少子化・核家族化の進展がうかがえます。

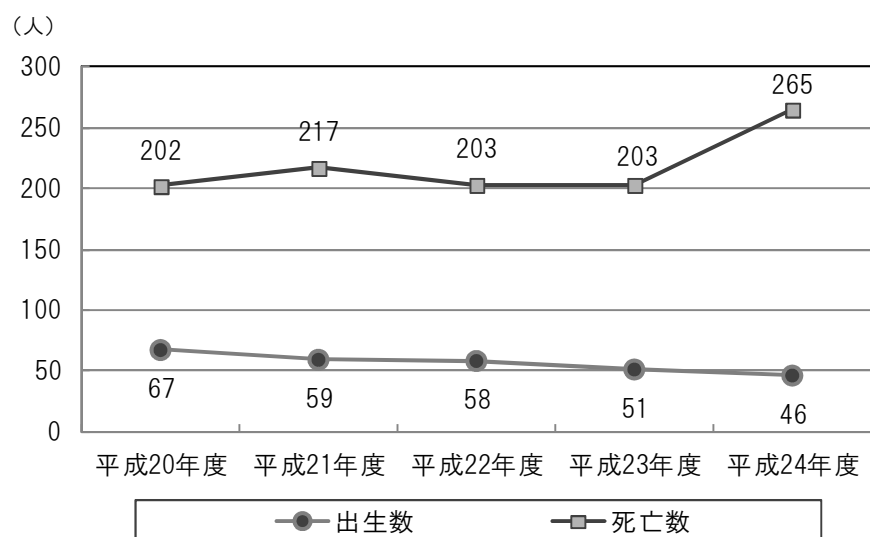


資料:住民基本台帳(各年3月31日)

《5:人口動態》

■自然動態

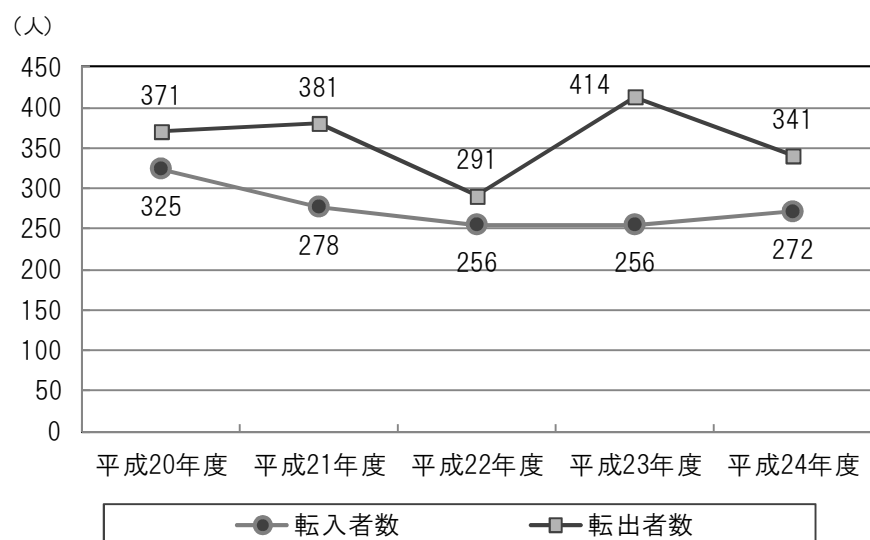
自然動態をみると、死亡数は平成 22 年度に減少したものの、平成 24 年度には 265 人まで増加しています。出生数は年々減少しており、自然動態においては、人口は減少傾向にあるといえます。



資料:人口動態統計調査

■社会動態

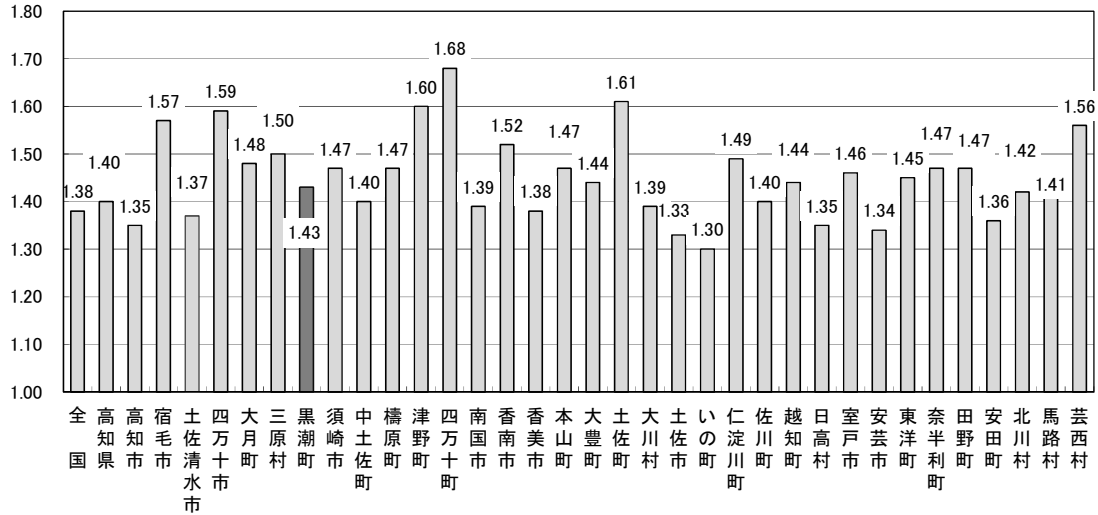
社会動態をみると、転出者数は増減を繰り返していますが、平成 24 年度には減少しています。反対に、転入者数は平成 22 年度まで減少していたものの、平成 24 年度では増加しています。社会動態においては、人口は増加傾向にあるといえます。



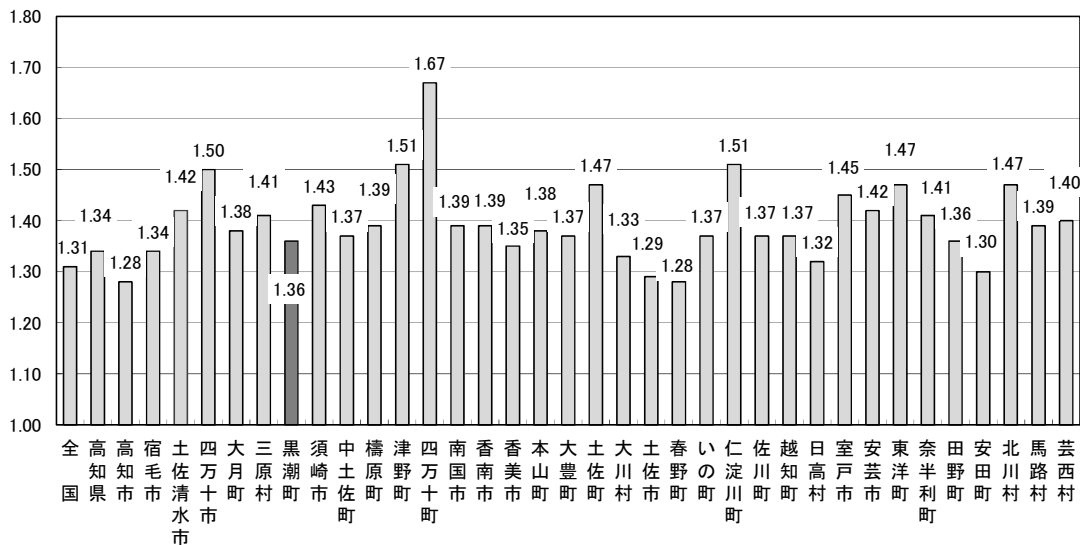
資料:人口動態統計調査

《6:市町別の合計特殊出生率(ベイズ推定値*)》

一人の女性が一生のうちで生む子どもの平均人数を指す合計特殊出生率は、平成15年から平成19年に比べ、1.36から1.43と増加しており、また、高知県の1.40や全国の1.38を上回っている状況です。



資料:平成20~24年人口動態保健所・市区町村別統計の概況

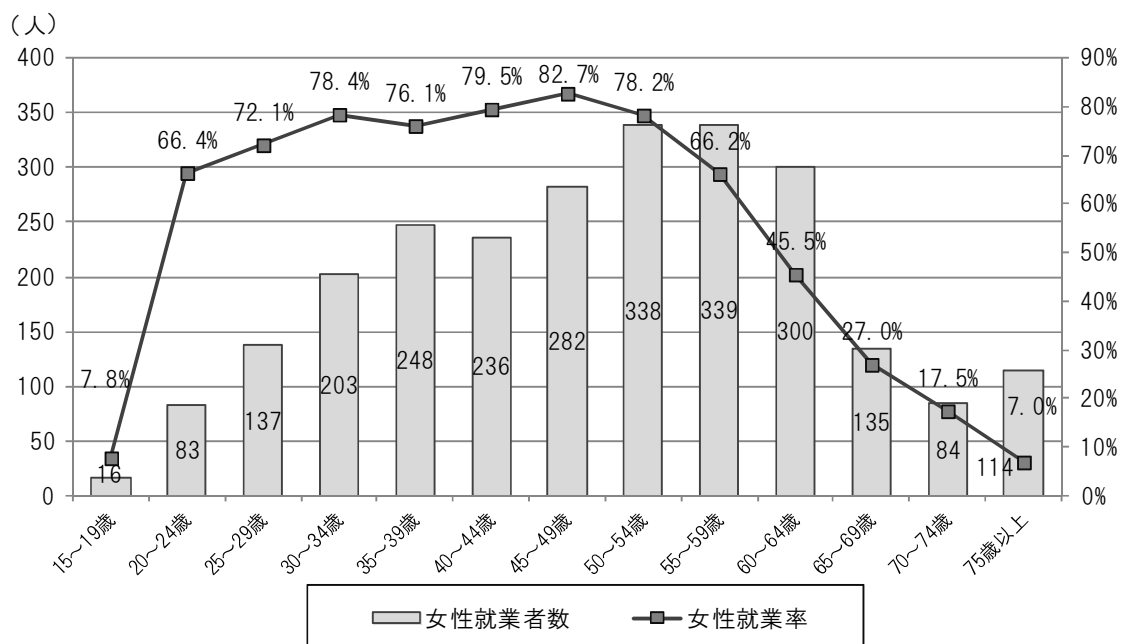


資料:平成15~19年人口動態保健所・市区町村別統計の概況

*ベイズ推定値とは、対象の市区町村と同質と考えられる周辺地域（二次医療圏）のデータを組み合わせて推計することにより、データの不安定性を緩和し、安定的な推定を行うものです。

《7:女性の就業状況》

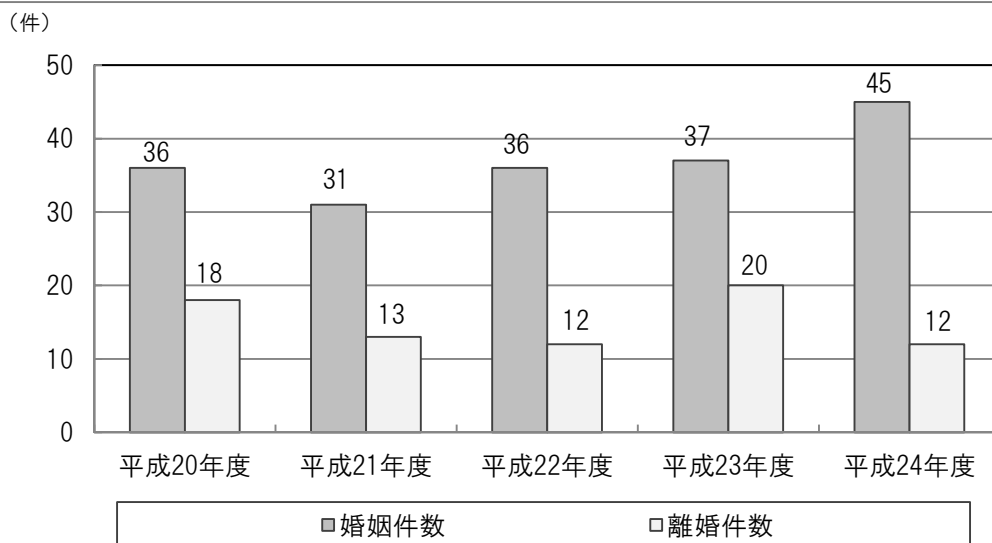
女性就業者数の状況を見ると、55～59歳の就業者数が339人でもっとも多くなっています。女性就業率では45～49歳が82.7%でもっとも高くなっています。また、35～39歳で結婚、出産や子育てのため離職し就業率が低下する「M字曲線」の状況が緩やかにみられます。



資料:国勢調査

《8:婚姻件数と離婚件数の推移》

婚姻件数と離婚件数を見ると、婚姻数は平成21年度までは減少傾向にあります。平成22年度からは、増加傾向にあります。

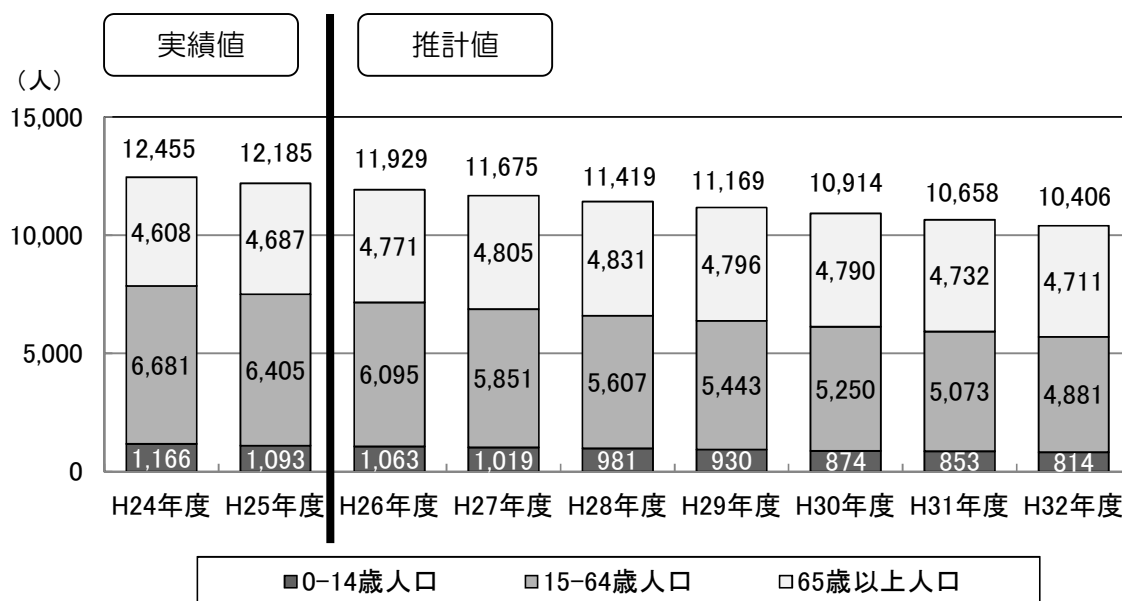


資料:人口動態調査

(2) 将来推計人口の状況

将来の推計人口をみると、総人口は年々減少し、平成 30 年度には 11,000 人を切るという推計結果が出ています。また、総人口が減少していく中、65 歳以上人口の割合は増加傾向にあり、平成 32 年度には総人口の約 45%が 65 歳以上人口になると予測されます。

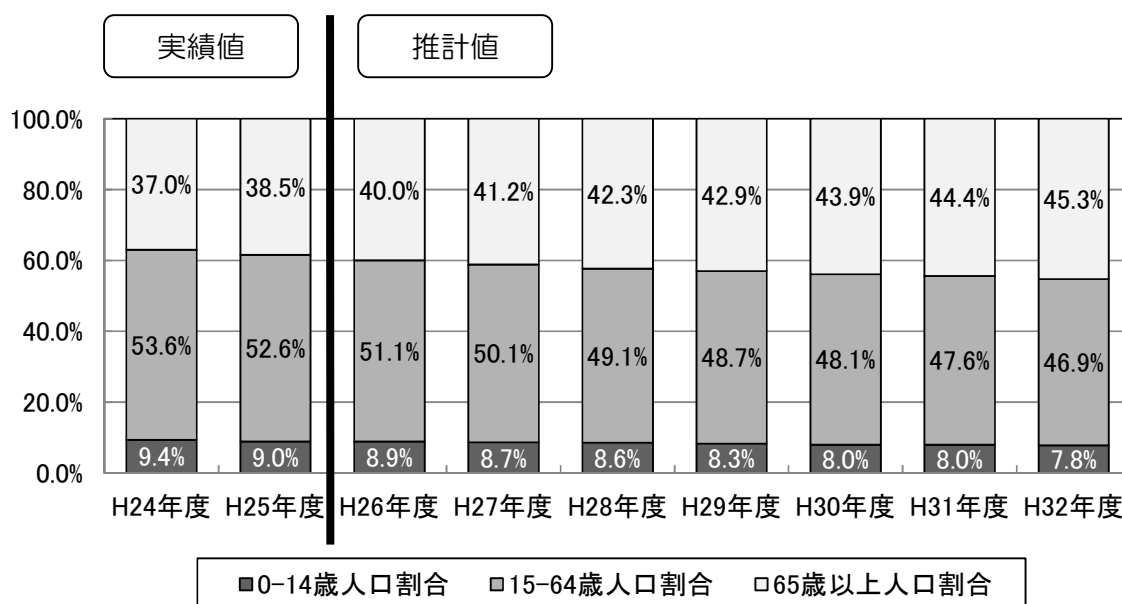
■年齢3区分別推計人口



資料：【実績値】住民基本台帳(各年3月31日)

【推計値】実績値よりコーホートセンサス変化率法を用いて算出

■年齢3区分別推計人口割合



2. 意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、平成 27 年度に行う「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや黒潮町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、町民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

(2) ニーズ調査の概要

- 調査対象者：黒潮町内在住の「就学前児童（0～5歳）」をお持ちの世帯・保護者
および黒潮町内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者
- 調査期間：平成 26 年 1 月 15 日（水）～平成 26 年 1 月 27 日（月）
- 調査方法：教育・保育機関を通じての配布・回収および郵送による配付・回収

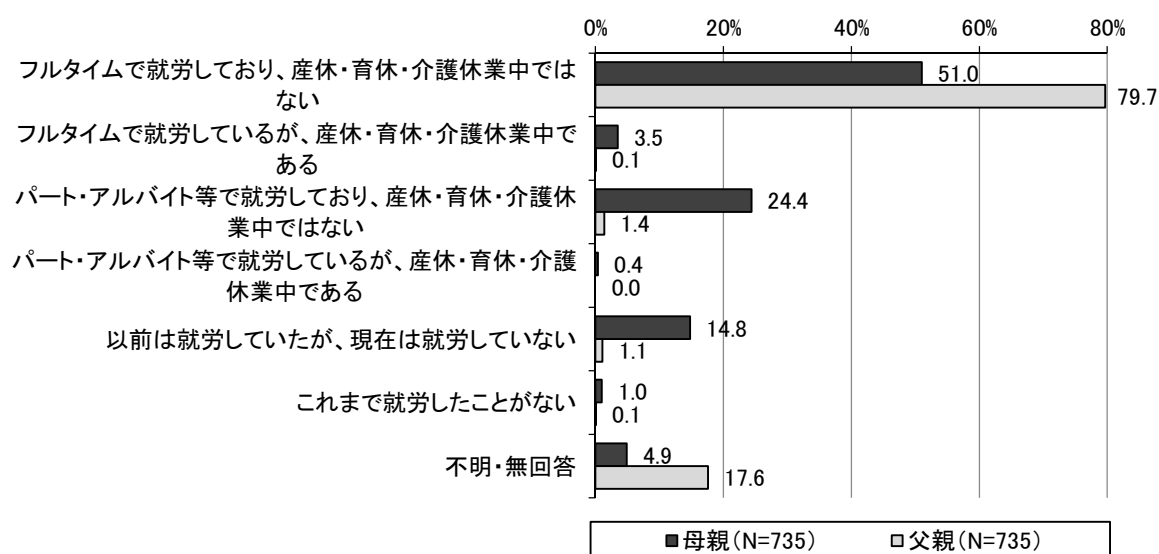
	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
0～5歳および小学生 保護者調査	926 件	735 件	79.4%

(3) ニーズ調査結果概要

【3-1:保護者の就労状況について】

母親の就労状況をみると、『フルタイム（産休・育休・介護休業中を含む）』と『パートタイム・アルバイト等（産休・育休・介護休業中を含む）』を合わせると、79.3%が就労しており、高い就労率となっています。

■保護者の就労状況

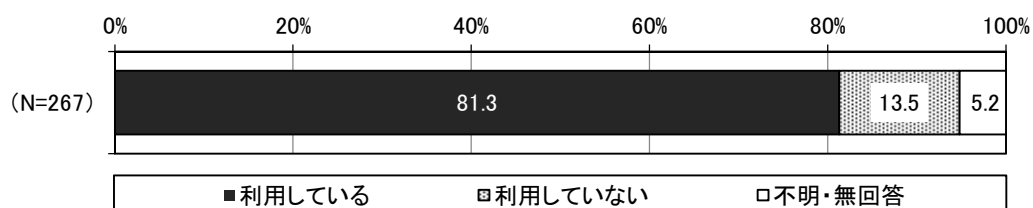


【3-2:保育所や認定こども園等を望むニーズについて】※就学前児童のみ

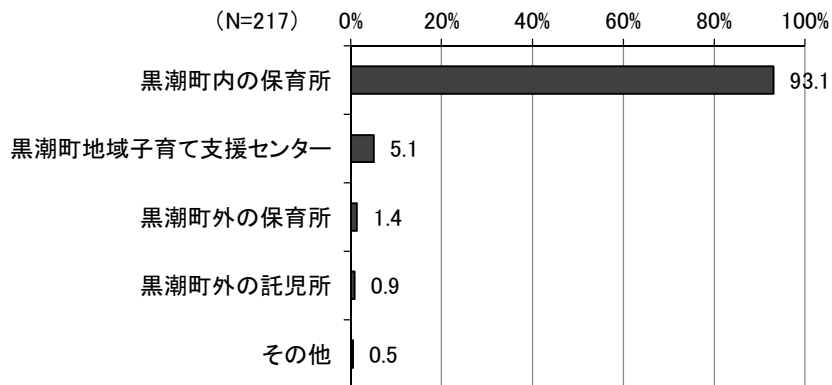
現在、81.3%の方が定期的な教育・保育事業を利用しており、その内、93.1%の方が「黒潮町内の保育所」を利用しています。

また、今後利用したいと考える教育・保育事業をみると、「認可保育所」が50.9%と最も高くなっていますが、「家庭的な保育」が15.4%、「幼稚園」と「小規模な保育施設」が12.0%と、「認可保育所」以外を希望する声も少なからずあり、ニーズが多様化していることがうかがえます。

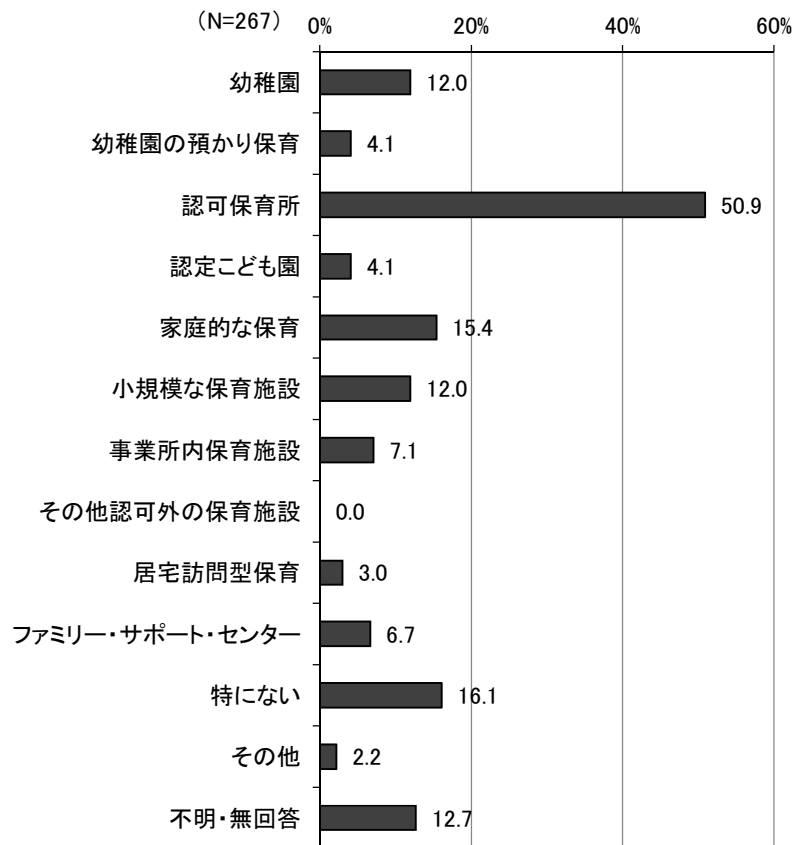
■現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無



■現在、定期的に利用している教育・保育事業



■今後、定期的に利用したい教育・保育事業の利用

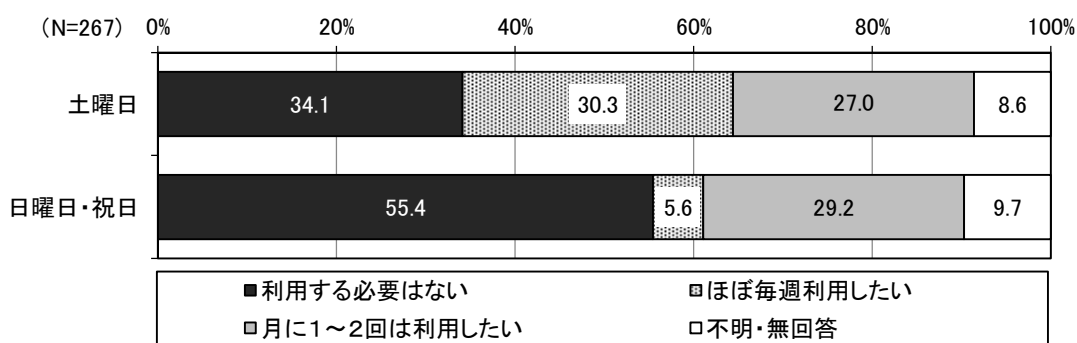


【3-3:土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用意向について】※就学前児童のみ

土曜日は「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた『利用したい』が57.3%となっており、半数を超えています。日曜日・祝日は『利用したい』が34.8%となっています。

特に土曜日において、教育・保育事業の利用希望が高くなっています。

■土曜・日祝日の教育・保育事業の利用希望の有無

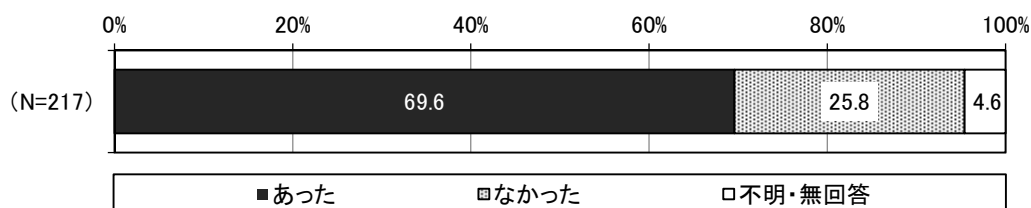


【3-4:病児・病後児保育事業の利用意向について】※就学前児童のみ

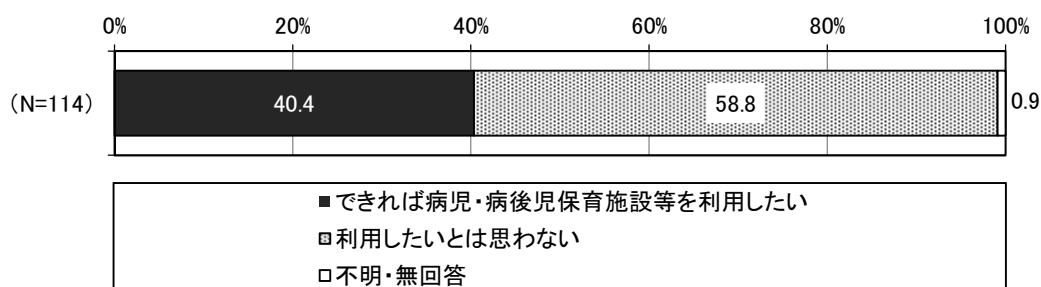
過去1年間に病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあった方は、69.6%となっています。また、病気やケガで事業が利用できなかったため、父親か母親かのどちらかが仕事を休んでお子さんをみた方の内、40.4%が、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しています。

病児・病後児保育事業を望む声が少なくない理由のひとつとして、母親の高い就労率の影響が考えられます。

■病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無



■病児・病後児保育施設の利用希望

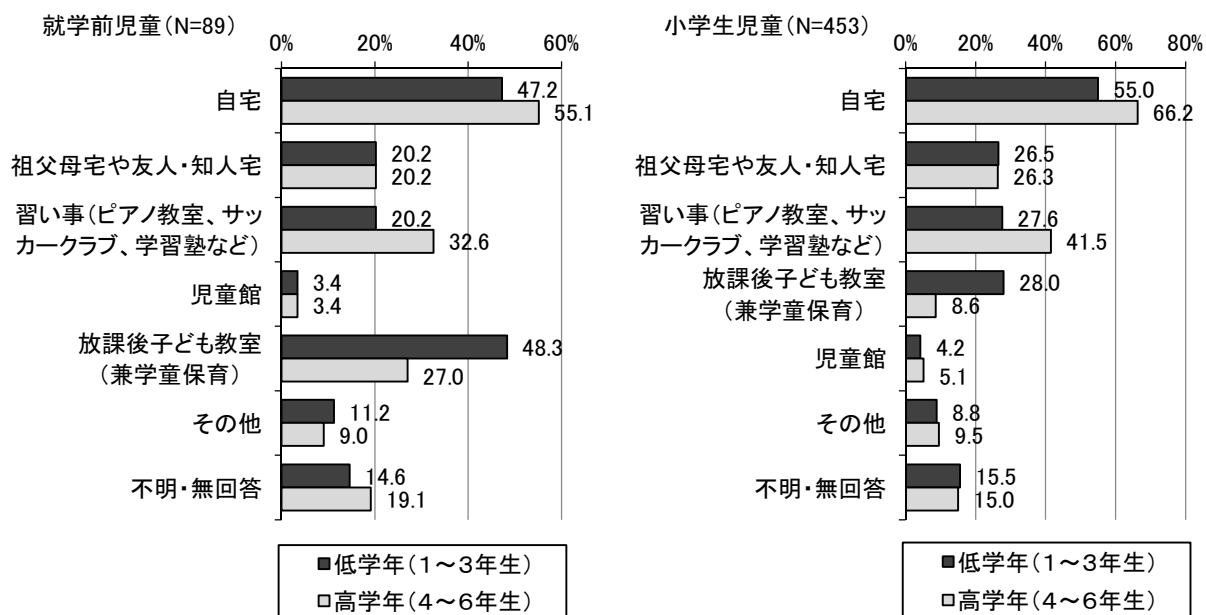


【3-5:放課後の過ごし方について】

「放課後子ども教室（兼学童保育）」について、就学前児童の『希望』においては、低学年はもっとも高く 48.3%となっています。高学年は 27.0%となっています。一方で、小学生児童の『実際』においては、低学年は 28.0%、高学年は 8.6%となっています。

今後の「放課後子ども教室（兼学童保育）」の方向性を決める上で、この『希望』と『実際』の差について考慮する必要があります。

■放課後をどのような場所で過ごさせたいか（過ごしているか）



3. 次世代育成支援対策行動計画(後期)の目標事業量および達成状況

事業項目		平成 21 年度	平成 26 年度
通常保育事業 (3歳未満児)	認可保育所	7か所	4か所
	家庭的保育事業		
通常保育事業 (3歳以上児)	認可保育所	330人	430人
	家庭的保育事業		
ショートステイ事業		1か所	1か所
一時預かり事業	保育所型	1か所	2か所
	地域密着型	65人	65人
	地域密着型Ⅱ型		
放課後子ども教室		4か所 118人	6か所 184人
地域子育て支援拠点 事業	センター型	1か所 728人	1か所 700人
	ひろば型		
	児童館型		

※延長保育事業、トワイライトステイ事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業は未実施のため記載していません。

4. 黒潮町次世代育成支援対策行動計画(後期)の評価

(1) 地域における子育て支援

支援やサービスを必要とするすべての子育て家庭が利用できるように、サービスの充実を図ってきました。また、学校が終わってからの子どもの健全育成に努めるとともに、地域住民の子育てへの関心を高め、地域での連携体制を築くよう推進してきました。

事業名	方向性	実施・達成状況
事業内容		
(1) 保育サービスの充実		
通常保育事業	継続 統合実施 (7か所→4か所)	佐賀地区4園の保育所を1園に統合しました。 (町内7保育所(定員470人) →町内4保育所(定員430人))
保護者の労働又は疾病等の事由により、保育に欠ける児童を保育する事業です。 ◇実施時間：基本保育 8:30~16:00 ◇実施箇所：7保育所 ◇定員：470人		
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	現状維持	関係機関と連携を図り、必要に応じて利用できるよう、対応を実施していません。 【利用実績】 平成24年度：4人日 平成25年度：0人日
保護者の疾病、出産、恒常的な残業等の事由により、養育が困難になった児童等を児童福祉施設において、一定の期間養育・保護する事業です。 ◇実施箇所：1か所		
乳幼児健康支援 一時預かり事業 (病後児保育)	検討	(事業は実施していません。)
病気の回復期であるため集団保育が困難な児童を、病後児等への対応が可能な児童福祉施設や、医療機関に併設した一時預かり施設において実施する預かり事業です。 ◇実施なし		
一時保育事業	充実 (1か所→2か所)	実施保育所が1保育所から2保育所になりました。 【利用実績】 平成24年度：4人日 平成25年度：0人日
専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的な勤務・短時間勤務等、保育所が自主的に一時的な保育に取り組み、児童福祉の増進を図る事業です。 ◇実施箇所：1か所 ◇利用日数：月14日		
延長保育事業	検討	(事業は実施していません。)
保護者の就労形態の事情で保育できない児童に、通常保育時間を超えて保育を行う事業です。 ◇実施なし		
夜間保育事業	検討	(事業は実施していません。)
午前11時~午後10時までの11時間開所を基本とする認可保育所が実施する事業です。 ◇実施なし		

事業名	方向性	実施・達成状況
事業内容		
休日保育事業	検討	(事業は実施していません。)
土曜日の午後・日曜日・祝日等の保護者の勤務等により、児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するための事業です。 ◇実施なし(土曜日の午後は居残り保育として実施)		
(2) 児童の健全育成の取り組み		
「児童館」の充実	充実	ほぼ毎月、主催事業を開催し、各地区から参加いただいています。平日も、施設近隣だけでなく、広範囲から利用してもらっています。
健全な遊びを通して子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設です。 ◇開所時間：9：30～18：00 ◇実施箇所：2か所 ◇対象：児童・小学生		
「放課後子ども教室」の充実	拡大(対象を中学生までに)	【小学校：4か所/中学校：2か所】 小学校の4教室は黒潮町子ども教室連合保護者会へ委託、町内の児童数は年々低下をしていますが、特に低学年の利用が多く、教室の利用者数はやや増加しています。 平成22年度からは両中学校でも学習に特化した実施をしており、基礎学力の向上等に向けた取り組みができました。
小学校の余裕教室等を活用して、地域の人が子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業です。 ◇実施箇所：4か所 ◇対象：小学生		
(3) 地域での子育て環境の充実		
地域子育て支援センター事業	継続 充実	大方中央保育所に併設して実施しています。 【利用実績】 平成24年度：3,148人日 平成25年度：2,725人日
子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、地域全体の子育て支援体制の整備に向けて支援を行います。 ◇実施箇所：1か所		
子育てネットワークづくり	検討	愛育相談や地域子育て支援センターの活動により交流の場が確保され、そこから育児サークルに発展した実績があります。
関係機関が連携し、専門機関を交えた話し合いの場を持つことで子育ての支援を行うネットワークを作成します。		

(2) 母親と乳幼児の健康の確保と増進

母子保健にかかわる施策を充実させ、子どもと母親の健康を守るとともに、食育を通じた子どもの健全育成に努めてきました。また、次代の親である思春期の子どもが生命の大切さを学び、子どもへの愛情や思いやりを育めるよう取り組みを進めてきました。

事業名	方向性	実施・達成状況
事業内容		
(1) 健診・訪問による健康確保		
母子保健事業	継続・充実 受診率向上	ハイリスク妊婦への支援を行い、妊娠期からのかかわりを強化しました。母子手帳の交付時での母親の反応にも注目しています。 【妊婦健診実績】 平成23年度：101人 平成24年度：67人 平成25年度：49人
妊産婦の心と身体の健康を維持するため、健診等を行います。 ◇妊婦一般健康診査 ◇妊婦アンケート ◇ハイリスク妊婦への働きかけ 乳幼児の健やかな成長を促進するため、健診等を行います。 ◇乳児一般健康診査 ◇各種健康診査 ◇予防接種 ◇パンフレットの配布		
訪問相談事業	継続	県の訪問事業を取り入れ、保健師による家庭訪問を実施し、健診率が大幅に上がりました。また、発育支援・保健指導の実施や、相談対応等、関係機関と連携し、保護者の不安や悩みの軽減を図っています。 【乳児訪問実績】 平成24年度：46人 平成25年度：71人
保護者の不安解消や乳幼児の健康確保のため、訪問事業を行います。 ◇新生児訪問 ◇未熟児訪問 ◇乳幼児訪問 ◇愛育相談 ◇児童相談所巡回相談		
各種事業の 広報活動等	推進 継続	子育てに関する情報やパンフレット等を、乳幼児健診の問診時や母子手帳交付時に説明して配布しました。新生児訪問等でも個別に情報提供を実施しています。
黒潮町の実施している事業や、その他子育てに関する情報提供を行います。 ◇ママ新聞の発行 ◇広報による情報提供 ◇各種事業案内等パンフレットの作成		
(2) 心と身体の健康づくり		
歯科保健事業	継続	乳幼児健診でフッ素塗布（1歳6か月児）や歯科検診、歯科指導を実施したり、町内全保育所で歯科衛生士・保健師による歯みがき教室（歯っぴい教室）を実施しています。 フッ素洗口は町内全保育所、一部小学校で実施しており、今後拡大予定です。その結果、県平均には届いていませんが、3歳児平均むし歯数は年々減少傾向にあります。
乳幼児の口腔衛生についてきっかけづくりを行います。 ◇歯科保健「歯科保健関係者連絡会」 年1回開催し、町内の関係機関が情報交換を行い歯科保健の向上に努めます。 ◇歯科検診 1歳6ヶ月児・3歳児健診の際に歯科検診を実施します。 ◇歯科指導 乳児健診・1歳6ヶ月児・3歳児健診の際に歯科指導を実施します。 ◇はみがき教室（歯っぴい教室） 町内の保育所児童（主に5歳児）を対象に実施します。		

事業名	方向性	実施・達成状況
事業内容		
食育の推進	充実	乳幼児健診での、栄養士による栄養指導の継続実施し、子どもも作れる料理番組(ケーブルテレビ)で情報提供をしています。また、幼児から中学生とその保護者を対象に料理教室を開催し、食育の推進に取り組んできました。
乳幼児期から正しい食生活を身につけるため食育の推進を行います。 ◇栄養指導		
思春期保健対策の実施	継続	児童虐待予防関連事業で『赤ちゃんふれあい体験学習』を実施し、あらためて、命の尊さについて考える機会の提供ができました。
思春期保健対策として学校との連携、赤ちゃんふれあい体験学習等を実施します。		
(3) 安心して医療が受けられる環境づくり		
乳幼児医療費助成	継続 充実	これまでの就学前医療費自己負担全額助成に加えて、平成24年10月から中学3年生までの義務教育期間にある児童に関して、自己負担全額助成を拡充しました。
入院：就学前まで自己負担額全額助成 通院：就学前まで自己負担額全額助成 ※県の多子政策により、課税世帯の第3子以降の幼児は医療費無料		
かかりつけ医の必要性周知	継続	乳幼児健診や訪問時に、継続した医療を受けるためにかかりつけ医が必要であることを周知しています。
かかりつけ医の必要性について周知します		



(3) 子どものための教育環境の整備

子どものための教育体制の充実を図るとともに、子どもが感受性豊かな成長を遂げられるよう、学校や家庭における教育環境の改善を推進してきました。

事業名	方向性	実施・達成状況
事業内容		
(1) 子どものための教育体制の充実		
幼児教育の充実	継続	役割分担や見通して生活できる力、協調性、数の認識、人の話を聞き、自分の思いが伝えられる等、日常の保育活動の中で就学前教育として実施できました。
就学前教育として位置づけ、日常の保育活動の中で実施します。		
人権教育	継続	各学校の人権教育主任を中心に総合学習の時間で地域教材を活用し、同和学習を中心にフィールドワーク、交流会を実施しています。
各学校の人権教育主任を中心に総合学習の時間で同和学習を中心にフィールドワーク、交流会を実施します。		
不登校対策	充実	くじらルームを設置し、教育相談員による対応を実施しています。
不登校児童に対して復帰に向けての継続的な支援を行います。		
文化振興事業	継続 新規事業検討	「あかつき賞」の表彰や、佐賀文化展、大方の秋まつりを開催しています。また、美術展への作品展示も実施しています。
町内の子どもを対象とした文学賞「あかつき賞」の表彰を行います。		
子どもの心の育成事業	継続	ワールドクッキングの実施（年2回） 子ども広場の開催（年8回）
キャンプ等の体験学習を通して、子どもの心育を実施します。 ◇イングリッシュキャンプ ◇ワールドクッキング		
学校環境の整備	継続	確かな学力の育成だけでなく、児童・生徒が抱える様々な課題に対応するための人的配置を行いました。（学習支援員、特別支援教育支援員、図書館支援員、ALT、SSW、SC） 特色ある教育の推進事業では、地域との交流を積極的に行っており、地域に根差した学校づくりができています。学校評価における学校関係者評価も実施しており、より信頼される学校づくりを目指しました。
学力が定着するよう取り組みを進めるとともに、信頼できる学校となるよう、外部評価の実施を行います。		
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	継続	巡回指導や家庭学級、地域社会の関係機関の連携強化を図り、実施しています。
地域と関係機関の協力で巡回や補導を行い、非行の抑止力となります		
家庭教育支援事業	継続	家庭教育支援基盤形成事業（補助事業）を実施しています。
地域ぐるみの子育て、父親の家庭教育への参加、食育等をテーマに「家庭の教育力の向上」を図ります		

事業名	方向性	実施・達成状況
事業内容		
(2) 豊かな心を育てる環境づくり		
次代の親の育成	推進	将来親となる若い世代に、『赤ちゃんふれあい体験学習』を実施し、命の尊さや自尊感情の大切さを学ぶ機会を提供しました。
親子のふれあいを大切にし、現代から未来へつながる子どもの育成に力を入れています		
子どもと高齢者との交流会	推進 検討	3世代交流のスポーツ大会（わなげ大会等）を実施しています。
スポーツや遊びを通して高齢者と子どもの交流を行います。		
家庭教育講座 家庭教育学級	継続	各保育所にて、子育て支援講座を実施しています。
<p>【大方地区】 年1回保育所を会場として、保育・小学校保護者等を対象に学習会を実施します。 ◇内容：子育て・食育・しつけ・人権 等</p> <p>【佐賀地区】 保育所は統合となりますが、各小学校区単位での活動を計画しています。1年を通して5～10回子育て講座を実施します。 ◇内容：子育て・親子レクリエーション・読み聞かせ・食育・人権・野外活動 等</p>		
図書館活動	継続	読み聞かせ会を実施しています。
<p>子どもの本離れを防ぐためにも、図書館を好きになってもらえるよう事業を実施します。 ◇図書館だよりの発行：月1回 ◇図書館主催映画上映会：年1回 ◇図書館企画展：人形劇・ワークショップ等 ◇大型紙芝居の製作およびボランティアによる出張上演 ◇感想画コンクール：入賞者表彰・応募作品の展示 ◇とっても日曜日：毎週日曜日に絵本の読み聞かせ（小学校低学年および乳幼児の親子対象）</p>		
各種運動大会・教室	検討	スポーツ少年団の活動補助や、わんぱくスキー教室を実施しています。また、子ども会活動において、球技大会や駅伝大会を実施しています。
<p>健やかな体と健全な精神の育成を図るために、スポーツを通じた活動の実施を行います。 ◇スポーツ少年団の育成 ◇子ども会育成連合会：22の子ども会が登録 ◇体育会：14団体登録 ◇スキー教室 ◇子どもスポーツ大会：剣道・駅伝・ミニバスケットボール・ソフトボール・ソフトバレーボール大会 等</p>		

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

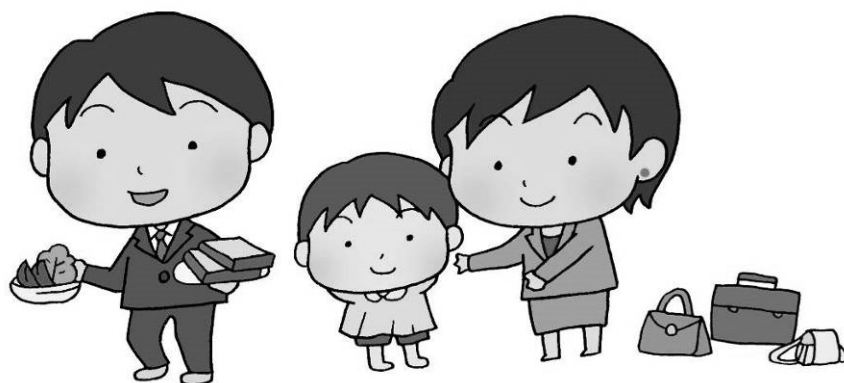
子どもや保護者が安全に、安心して生活できるまちづくりを進めるとともに、支援が必要な子育て家庭の、経済的負担軽減のための取り組みを行ってきました。

事業名	方向性	実施・達成状況
事業内容		
(1) 住まいと環境の充実		
良質な住宅の確保	充実	町のHPで随時、空家情報を掲載しています。問い合わせも多く、若年層等の定住の一端を担うことができました。
安心して生活できる住まいの確保のため、町内の空き家情報を提供しています。		
良好な居住環境の確保	検討	既存の公園施設の遊具の安全性を第一に実施しています。
子どもの遊び場として保育所や小学校の遊具を利用した遊び場の確保に努めます		
(2) 安心できるまちづくり		
安全な道路交通環境の整備	推進 検討	地域からの要望により、毎年7基の防犯灯が設置されました。
街灯設置等の道路整備や交通安全期間中の街頭交通安全指導の協力を行い、安全な道路交通環境の整備に努めます。		
安心して外出できる環境の整備	継続	佐賀・大方両庁舎の1階トイレに洋式を設置しました。
誰でも安心して利用できるまちづくりのためにも、バリアフリーを心がけて施設整備を行います。		
安心・安全なまちづくりの推進	継続	耐震診断に基づき、佐賀中学校の校舎・屋内運動場、および三浦小学校校舎の改築を行いました。また、佐賀小学校の校舎・屋内運動場、三浦小学校屋内運動場、大方中学校校舎の耐震改修を行いました。
子どもたちの生活の安全を守るため、日中の大半を過ごす保育所・学校の耐震診断を行い、必要な箇所は改修を行います。		
(3) 経済的負担の軽減		
要保護・準要保護児童生徒援助事業	継続	【実績】 平成23年度：要保護5人／準要保護104人／4,681,082円 平成24年度：要保護5人／準要保護82人／3,471,622円 平成25年度：要保護5人／準要保護87人／4,360,759円
学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等について、収入の低い世帯の児童生徒に対し、一定額の助成を行います。		

(5) 仕事と家庭生活の両立の支援

企業、地域、家庭において、仕事と子育ての両立が図れるよう、啓発活動に努めてきました。

事業名	方向性	実施・達成状況
事業内容		
(1) 仕事と家庭生活の両立の支援		
多様な働き方の実現	検討	父親の育児参加意識の向上に向けて、事業者による協力の呼びかけを実施しました。
事業者に協力を呼びかけ、妊娠や出産に対しての職場の理解が得られるよう、母体保護の環境整備を促進します。		
仕事と子育ての両立支援	検討	「ワーク・ライフ・バランス」のポスターを掲示し、啓発に努めました。
事業者に向けてワーク・ライフ・バランスについての啓発を行う等、雇用する側の意識改善のための方法を検討します。		



(6) 子ども等の安全の確保

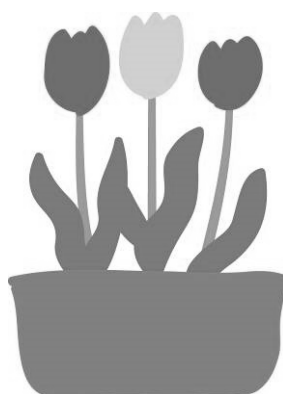
子どもが被害にあわないよう、警察等の関係機関と連携して交通安全や犯罪抑制に取り組み、町全体としての安全確保を推進してきました。

事業名	方向性	実施・達成状況
事業内容		
(1) 子ども等を犯罪から守る活動		
緊急通報装置の設置	継続	平成25年度末現在、町内全小中学校に設置済みです。
学校に設置し、侵入者に対して連絡網を整備します。 ◇設置状況：大方地域の小中学校		
子ども110番の家	継続	子ども110番の家は現在80件です。
何かあったときに子どもが助けを求められることができる民間拠点です。 ◇設置箇所：80か所（黒潮町内全域）		
非行防止のための巡回	継続	補導センターによる定期的な巡回を実施しています。
未成年者の非行防止を図るため、定期的に駅・たまり場等の点検および巡回を行っています。		
非行防止のための補導	継続	補導センターによる定期的な巡回、および夜間補導を実施しています。
上記の巡回以外に、定期的な夜間補導や警察との合同補導を行っています。		
登下校時指導	継続	スクールガード・リーダーを配置し、地域ぐるみで子どもの見守り活動を実施しています。
通学路の危険箇所では街頭指導を行い、子どもの事故等の防止にあたっています。		
少年補導センターとの合同指導	継続	巡回車（青色回転灯設置）の防犯巡回を実施しています。
青色回転灯を装置して巡回し、児童・生徒に対して見える啓発活動を行っています。		
町内放送で不審者への注意呼びかけ	継続	町内放送で呼びかけるような緊急なものはありませんでしたが、不審者の目撃情報はすぐにお便りにし、各家庭へ配付、注意喚起しました。
不審者情報が多発した場合、町内放送を利用して地域全体に注意喚起を行っています。		
高校生の列車マナーアップ作戦	継続	近隣市町村の補導センターや警察との合同点検を実施しています。
マナーの悪い高校生に対して、注意等を行っています。		
スクールカウンセラー	継続	小学校における児童生徒、教職員、保護者へのカウンセリングを実施しています。
学校で児童、生徒、保護者教師の相談にのる臨床心理士等の専門家です。◇設置人数：1人		
スクールソーシャルワーカー	継続	小中学校における校内支援委員会に参加しています。また、保護者・学校・関係機関との連携を図った支援要対協へも参加し、一体的なケアができるよう取り組んでいます。
子どもの可能性を引き出し、自分の力で解決できるような条件づくりを行います。		

(7) 要保護児童への支援策の推進

児童虐待の早期発見・早期対応、ひとり親家庭の子どもや障がい児の健全育成に対する支援等、サポートを必要とする人に適切な支援が行えるよう取り組んできました。

事業名	方向性	実施・達成状況
事業内容		
児童虐待防止対策の充実	継続	要保護児童対策地域協議会の設置により、ケース検討会の実施や関係機関との情報の共有等の連携がとれ、早期発見、早期対応に繋がっています。
児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応ができるよう、適切な支援を行います。		
母子家庭等の自立支援の推進	継続・充実	要保護・準要保護児童の健全育成に向けた取り組みの結果、保護者の負担軽減に繋がりました。
母子家庭や一定以下の所得の家庭に対し、経済的負担軽減および自立支援のための給付を行います。		
障がい児事業の充実	継続	加配については、保育所は100%配置できています。また、関係機関と連携し、支援へと繋げることができました。
特別な支援を要する児童に対して、加配教員を配置し、支援を行います。		



第3章 計画の基本理念と施策体系

1. 計画の基本理念

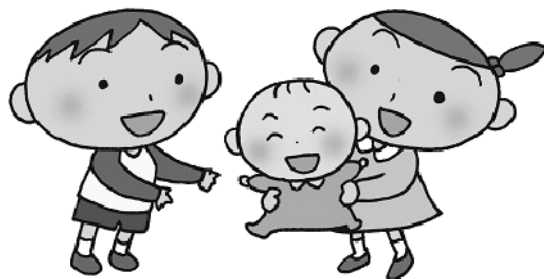
本町においては、本計画の前身にあたる「黒潮町次世代育成支援対策行動計画（後期）」において、海と山に囲まれた豊かな自然あふれる黒潮町で、子どもたちが自然とふれあいながらのびのびと元気に成長できるように、また、負担や不安を感じている保護者を支援することで、楽しく子育てに携われるようにとの思いをこめて、『元気と笑顔があふれるまち』を基本理念として掲げ、次世代育成に関する様々な取り組みを進めてきました。

この流れを継承しつつ、子どもたちの笑顔が花咲くように溢れ、いきいきと心身ともに健やかに成長できるように、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、本計画の基本理念を掲げます。

【基本理念】



笑顔咲く 子どもいきいき くろしお町



2. 基本目標

本計画の策定にあたり、以下の5つを基本目標とし、計画に盛り込んでいくこととします。

(1) 保育および地域子育て支援の充実

保育においては、施設の統廃合や保護者の就労支援といった観点だけではなく、保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえ、質の高い保育の提供を推進します。また、子どもの最善の利益を第一に考えながら、地域における子育て支援のさらなる充実を目指します。

(2) 母親と子どもの健康の確保と増進

母親が安心して妊娠・出産することができ、また、子どもが健やかに成長できるよう、家庭訪問や健診等の各種事業の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、母子の健康増進の支援に努めます。

(3) 子どものための教育環境の整備

本町の豊かな自然、人々とのふれあいの中で、地域の担い手である子どもが社会性や協調性、創造性を身につけ、たくましく生きる力を育むことができるよう、学び・遊びの環境の整備、体験学習の機会の提供に努めます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

保護者が安心し、心にゆとりを持って子育てができるよう、安全で子育てしやすいまちづくりを目指します。また、家庭・地域・関係機関が一体となって、子どもを見守り、育む環境となるよう取り組みます。

(5) 要保護児童への支援策の推進

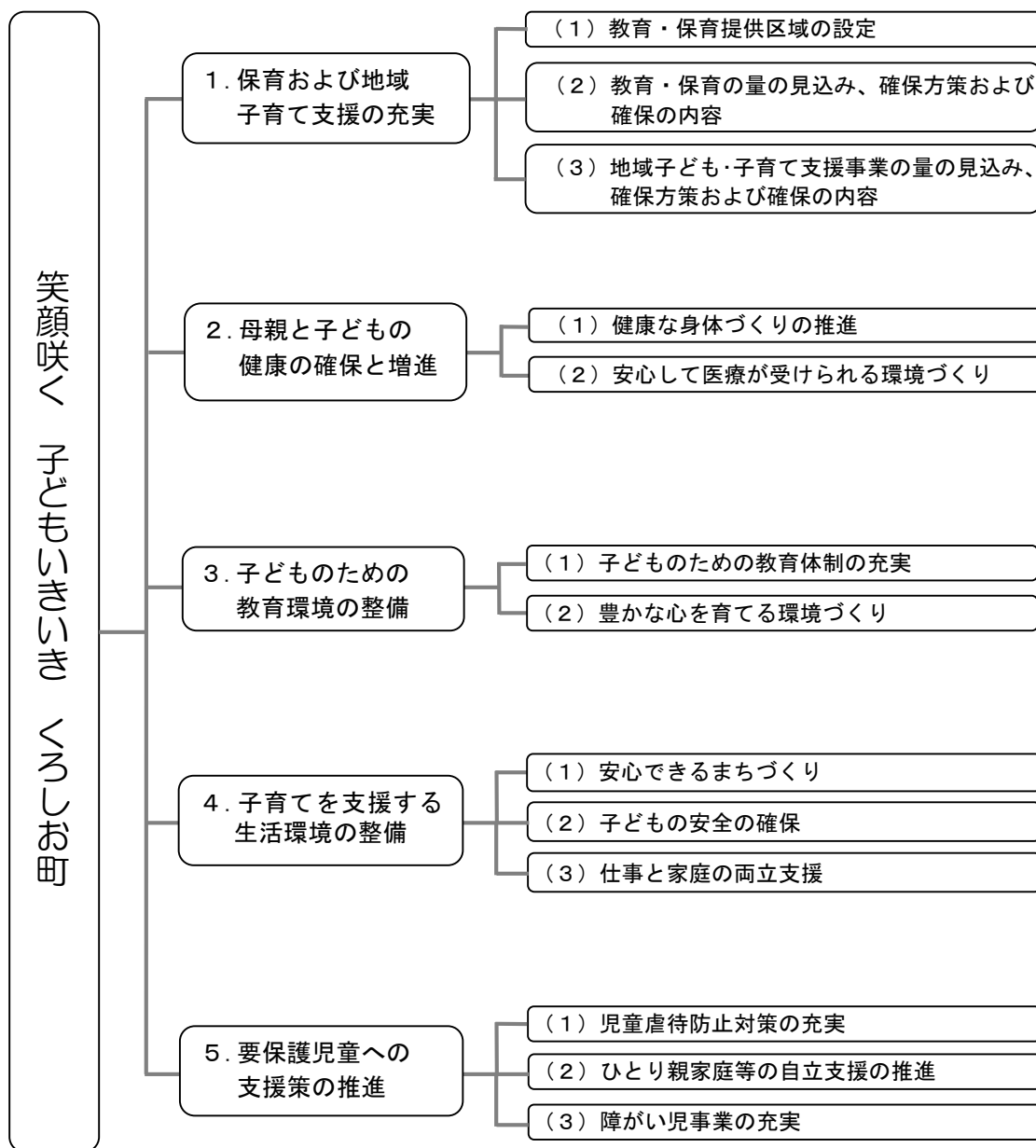
障がい児や、ひとり親家庭の子ども等が地域の中で安心して生活ができるよう、支援を要する子どもや家庭に対して、経済的支援やサービスの提供等、きめ細やかな支援策を推進します。

3. 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



第4章 子育ての環境整備

1. 保育および地域子育て支援の充実

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全町）とします。

■ 3つの認定区分と提供施設について

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合

【提供施設】 幼稚園・認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

【提供施設】 保育所・認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

【提供施設】 保育所・認定こども園・地域型保育事業

(2) 教育・保育の量の見込み、確保方策および確保の内容

単位(人)

		平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
①量の見込み		0	198	87		0	191	72	25	0	174	93	21
確保方策	教育・保育施設					0	191	72	25	0	174	93	21
	地域型保育事業					0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼					0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設					0	0	0	0	0	0	0	0
	計 ②					0	191	72	25	0	174	93	21
差引 ②-①						0	0	0	0	0	0	0	0

		平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳
①量の見込み		0	172	122	26	0	180	109	31	0	180	109	31
確保方策	教育・保育施設	0	172	122	26	0	180	109	31	0	180	109	31
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 ②	0	172	122	26	0	180	109	31	0	180	109	31
差引 ②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

☑ 確保の内容

現在、幼稚園は実施しておらず、調査においてもニーズが極少数しか出ていないことから、本計画では実施しません。今後、ニーズが高まるようであれば、認定こども園も視野に入れ、検討します。

保育所は現在、町内4か所（大方地区：3か所、佐賀地区：1か所）で町立保育所を実施しています。見込みに対する量の確保はできていますが、質の向上を目指し、サービス内容の見直し等を実施するとともに、職員研修の内容の共有化を促進していきます。

また、佐賀保育所については、防災対策として高台移転を予定しています。その他の保育所についても、安全で安心できる施設づくりに取り組みます。

会議のご意見



- ・佐賀保育所の高台移転は、子どもの命にかかわる重要なこと。積極的に進めてほしい。
- ・職員の質、サービスの質の向上が重要。子どもが自発的に生きる力を育むことができる施設づくりをしてほしい。
- ・保育所の統廃合が進んでいるが、自分が通った保育所がなくなるのは淋しい。残す方向で考えてほしい。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策および確保の内容

①子育て短期支援事業

単位(人日/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	12	12	10	10	10
②確保方策	12	12	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

☑ 確保の内容

現在、町外1か所(児童養護施設 若草園)でショートステイ事業を実施しています。

今後も引き続き事業を実施し、申請のあった人が円滑に利用できるよう対応に努めるとともに、関係機関と連携しながら、事業の周知を行っていきます。

会議のご意見



- ・とても良い事業なので、充実してほしい。
- ・トワイライトステイ(夜間養護等事業)の需要が出てくる可能性があるがあるので、事業があれば良いと思う。
- ・事業を知らない、相談ができない母親等がいるので、もっと周知を行ってほしい。

②地域子育て支援拠点事業

単位(人回/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	209	209	201	197	190
②確保方策	209	209	201	197	190
②-①	0	0	0	0	0

☑ 確保の内容

現在、町内1か所で3事業(フリーデー、お出かけ広場、いっしょに遊ぼう)を実施しています。

今後も地域や関係機関と連携しながら、事業内容の充実を図り、子育て家庭の交流の場の提供を行っていきます。また、遠方の人にも利用いただけるよう、対策を検討します。

会議のご意見

- ・地域子育て支援センターに来られない人もいるという課題がある。
- ・子どもが保育所に入所するので、利用する子どもが少ない。保護者の就労環境の改善も課題になってくる。
- ・すごく良い事業なので、このまま続けてほしい。



③一時預かり事業

単位(人日/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
③量の見込み【その他の一時預かり】	35	30	25	21	18
④確保方策【その他の一時預かり】	35	30	25	21	18
④-③	0	0	0	0	0

☑ 確保の内容

現在、町内2か所（大方中央保育所、佐賀保育所）で事業を実施しています。

見込みに対する量の確保はできていますが、今後ニーズがさらに高まることも予想されることから、保護者の急な要望にも柔軟に対応できるよう、体制の整備に取り組みます。

※幼稚園の預かり事業は、現在、町内では実施していません。

会議のご意見



- ・黒潮町は里帰り出産が多い。町に住民登録がなくても利用できる一時保育事業があれば良いと思う。

④妊婦健診事業

単位(人回/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	490	420	350	294	252
②確保方策	490	420	350	294	252
②-①	0	0	0	0	0

☑ 確保の内容

現在、母子健康手帳交付時に14回分の受診券を配布し、県内の各医療機関で健診を実施しています。

見込みに対する量の確保はできています。今後も引き続き事業を実施し、妊娠届の早めの届け出の推進と、受診率向上に努めます。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

単位(人/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
③量の見込み	48	46	45	44	42
④確保方策	48	46	45	44	42
④-③	0	0	0	0	0

☑ 確保の内容

現在、保健師6名で訪問を実施しています。

今後も引き続き事業を実施し、訪問率 100%と全乳児の把握に努めます。

⑥養育支援訪問事業

単位(人/年)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11	11	11	11	11
②確保方策	11	11	11	11	11
②-①	0	0	0	0	0

☑ 確保の内容

現在、保健師6名で訪問を実施しています。

今後も引き続き事業を実施し、養育支援が必要な家庭を訪問し、指導や助言を行う等、支援に取り組みます。また、関係機関と連携し、支援が必要な家庭や人の見落としがないよう情報共有を図り、一体的な支援ができる体制づくりに努めます。

会議のご意見

- ・周囲に相談できない人に、早く対応する方法を検討すべき。
- ・対象者との信頼関係づくりが重要。そのためにはコミュニケーションが大切だと思う。



■実施について検討を要する事業

⑦延長保育事業

子ども・子育て支援新制度により、保育時間が11時間の保育標準時間と、8時間の保育短時間が定められました。

保育標準時間を超える保育についてはニーズが極少数であり、今後の社会情勢の変化等、ニーズが高まるようであれば検討します。

保育短時間については、保育標準時間の実施体制と共有し、実施します。

※延長保育事業とは、保育標準時間においては11時間を超える利用を、保育短時間においては8時間を超える利用を指します。

会議のご意見



- ・保護者の就労形態も色々あるので、それに対応できるよう事業を検討してほしい。
- ・事業があればいいな、と思う。

⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

現在、放課後子ども教室を実施しており、今後も、放課後子ども総合プランの「放課後子ども教室推進事業」等を活用し、学校、関係機関と連携を密にしながら、小学校4か所、中学校2か所で継続実施することを基本として、児童生徒の健全育成に努めるとともに、余裕教室等の活用の検討等、事業の充実を図っていきます。

会議のご意見

- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室を統合し、色々な教室の中から子どもたちが何をしたいか体験、選択できるような方向に持って行ってほしい。
- ・放課後子ども教室については、各校とも十分取り組みがなされていると思う。



⑨病児・病後児保育事業

調査においてもニーズが少数しか出ていないことから、今後、ニーズが高まるようであれば、広域での事業実施も視野に入れて検討します。

会議のご意見



- ・1ターンの数が結構多い。周りに親族も親しい人もいない人のために、この事業があれば良いと思う。
- ・園内に医師や看護師がいてくれたら安心。
- ・前向きに検討してほしい。

⑩ファミリー・サポート・センター事業

調査においてもニーズが出ていないことから、本計画では実施の予定はありません。今後、ニーズが高まるようであれば検討します。

⑪休日保育

土曜日の保育はすでに実施しておりますが、調査において、日曜日・祝日の保育は半数以上が必要ないと回答しており、今後の社会情勢によって、関係機関にヒアリングするなどして実状を調査し、検討します。

⑫利用者支援事業

本計画では実施しませんが、現在、子育て支援センターや役場の担当窓口等で、子育てについての情報の提供や相談対応等は実施しています。今後も現体制で支援を行いながら、本事業のニーズが高まるようであれば検討します。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

現在、要保護・準要保護児童生徒援助事業として、経済的に厳しい家庭への援助は実施しています。平成 29 年度より、対象基準の引上げと支援の拡充を行っています。

今後も、社会情勢等に応じ、適切な支援を行えるよう努めてまいります。

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本町では実施の予定はありませんが、今後、ニーズが高まるようであれば検討します。

2. 母親と子どもの健康の確保と増進

(1) 健康な身体づくりの推進

健康な身体づくりの基本は食べることから、という観点のもと、歯科保健事業と食育の推進に力を入れていきます。また、訪問事業を実施し、その情報を関係機関が共有することで、それぞれの親子の状況に応じた育児相談や適切な発達支援を、一体的に進めていきます。

事業名	事業内容	方向性
歯科保健事業	歯科検診や歯科指導、はみがき教室（歯っぴい教室）、フッ素洗口等を継続して実施し、乳幼児の口腔衛生の維持と保護者の意識向上に努めます。	継続
食育の推進	乳幼児健診時の栄養士による栄養指導や、幼児から中学生とその保護者を対象にした料理教室等を通じ、食育の大切さを伝える取り組みを推進していきます。	継続
訪問相談事業	乳児（新生児）訪問以外にも、未熟児訪問、乳幼児訪問、愛育相談、児童相談所巡回相談等を引き続き実施し、母親と乳幼児の健康維持に取り組みます。	継続

会議のご意見



【食育の推進について】

- ・食育の大切さをもっと学ぶべき。

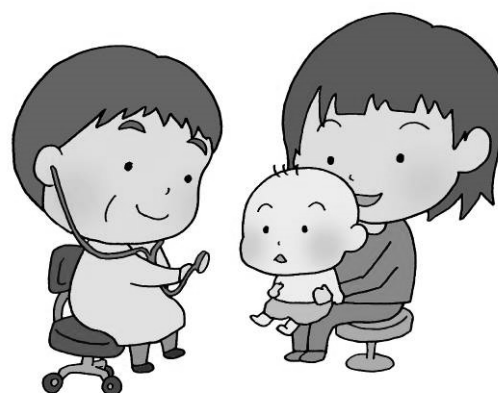
【訪問相談事業について】

- ・乳児健診でお会いした保健師さんが、（子どもが）大きくなっても声をかけてくれる、気にかけてくれるのが嬉しい。
- ・気軽に保健師さん等と話せる場が、愛育相談以外にもあれば良い。
- ・母親1人で悩んでいる状況がある。関係機関の情報共有が大切だと思う。

(2) 安心して医療が受けられる環境づくり

すべての子どもが等しく、安心して医療が受けられるよう、乳幼児医療費助成を行います。また、子どもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実を図ります。

事業名	事業内容	方向性
乳幼児医療費助成	0歳児から中学3年生までの乳幼児・児童・生徒の入院および通院の自己負担額全額助成を実施し、子育て家庭の負担軽減に努めます。	継続
かかりつけ医の必要性周知	家族の病状・病歴・健康状態を把握して、いざというときにすぐに対応してくれるかかりつけ医の必要性について、引き続き周知を行っていきます。	継続
各種事業の広報活動	サービスや支援事業を知らずに利用できない子育て家庭がなくなるよう、広報やママ新聞による積極的な情報提供に力を入れていきます。	継続



3. 子どものための教育環境の整備

(1) 子どものための教育体制の充実

子どもの健全な成長の促進のため、教育環境の充実を図ります。また、家庭における教育力の向上を目指し、その支援を行っていきます。

事業名	事業内容	方向性
人権教育	子どもたちが人権について正しく学び、すべての人の人権を等しく尊重できるように、総合学習の時間で地域教材を活用し、同和学習を中心としたフィールドワークや交流会を実施していきます。	継続
不登校対策	不登校児童生徒及び保護者への支援のため、拠点施設「くじらの一む」に教育相談員を配置し、不登校児童生徒の成長を促す仕組みを引き続き実施していきます。また、小学校段階で宿泊合宿や一日体験入学を実施し、中学校区ごとの仲間づくりに取組み不登校の未然防止に努めます。	継続
家庭教育支援事業	家庭の教育力向上を目指し、食育や父親の家庭教育参加等を積極的に支援します。	継続
家庭教育講座・家庭教育学級	各保育所で、子育てや食育についての学習会や親子レクリエーション等の子育て支援講座を実施し、家庭の教育力向上を目指します。	継続
学校環境の整備	確かな学力の育成とともに、学習支援員等を配置し、児童・生徒が抱える様々な課題に対応していきます。また、地域との交流を積極的に行い、地域に根差した学校づくりに引き続き取り組んでいきます。	継続
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	地域や関係機関との連携を強化し、巡回指導を引き続き実施します。また、家庭学級の促進に努めます。	継続

(2) 豊かな心を育てる環境づくり

豊かな自然や地域の身近な施設を積極的に活用し、安心して遊び、過ごせる場を提供するとともに、子どもや親子が交流・体験できる多様な活動機会の充実を図ります。また、地域、学校と連携を図り、子どもが主体的に活動できる地域活動を推進します。

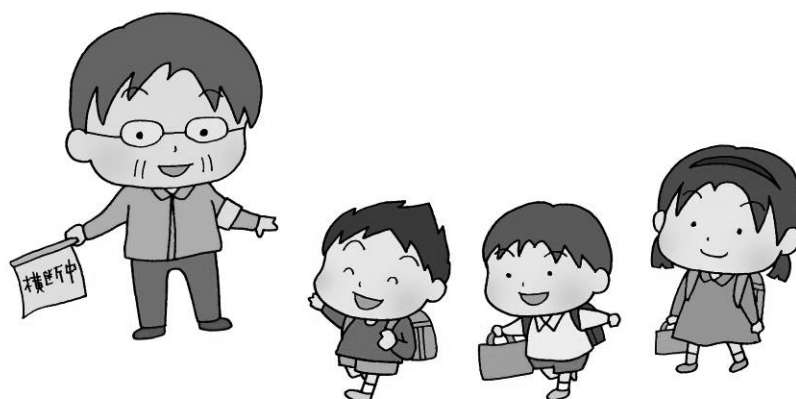
事業名	事業内容	方向性
次代の親の育成	将来親となる若い世代に、赤ちゃんふれあい体験学習等を通じて命の尊さや自尊感情の大切さを学ぶ機会を提供し、未来へとつながる子どもの育成に取り組みます。	継続
文化振興事業	町内の子どもを対象とした文学賞「あかつき賞」の表彰を引き続き実施するとともに、佐賀文化展、大方の秋まつりの開催等、子どもが文化にふれる機会の提供を行っていきます。	継続
子どもの心の育成事業	ワールドクッキングや子ども広場などの学校外活動を通じ、幅広い人との交流や体験をすることで、子どもたちの自主性、社会性、協調性が養われるよう、豊かな心の育成に取り組みます。	継続
子どもと高齢者との交流会	3世代交流の遊びやスポーツ大会（わなげ大会等）を実施し、高齢者と子どもの交流を推進します。	継続
図書館活動	子どもの本離れを防ぎ、図書館をもっと好きになってもらえるよう、読み聞かせ等の活動を引き続き実施します。	継続
各種運動大会・教室	健やかな体と健全な精神の育成を図るために、スポーツを通じた活動を実施します。	継続

4. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 安心できるまちづくり

子どもを交通事故から守るための交通安全対策の充実を図るとともに、子どもが日中の大半を過ごす保育所・学校の安全の確保に努めます。

事業名	事業内容	方向性
安全な道路交通環境の整備	街灯や防犯灯の設置等の道路整備や、街頭交通安全指導の協力を引き続き実施し、安全な道路交通環境の整備に努めます。	継続
安心して外出できる環境の整備	誰もが安心して外出し、利用できるまちづくりを目指し、公共施設等におけるバリアフリーを推進します。	継続
安心・安全なまちづくりの推進	小・中学校の耐震補強は平成26年度で完了しましたが、引き続き子どもの安全を守るため、非構造部材の耐震改修を順次行っていきます。	充実
登下校時指導	スクールガード・リーダーや子ども見守り隊を中心に、通学路の危険箇所等で街頭指導を行い、子どもの事故等を未然に防ぐ取り組みを引き続き実施します。	継続
子どもの交通安全の確保	保育所・小学校において、交通安全教室を実施します。また、通学時の安全を守るため、引き続き通学用自転車ヘルメットの補助（一人：1,100円）を行います。	継続



(2) 子どもの安全の確保

子どもを犯罪から守るための防犯対策の充実を図るとともに、子どもの非行防止のための巡回や指導を実施し、子どもの健全な成長の支援を推進します。

事業名	事業内容	方向性
緊急通報装置の設置	町内の全小・中学校に設置完了しています。引き続き設備の維持を行い、学校への侵入者対策の強化に努めます。	継続
子ども110番の家	何かあったときに子どもが助けを求められるよう、地域における避難拠点として、子ども110番の家のさらなる普及に努めます。	継続
非行防止のための巡回・補導	未成年の非行を未然に防ぐため、定期的に駅や商業施設等の巡回を実施します。また、夜間補導や警察との合同補導を引き続き行います。	継続
少年補導センターとの合同指導	巡回車（青色回転灯設置）による防犯巡回を実施し、子どもに見える啓発活動を引き続き行います。	継続
町内放送で不審者への注意呼びかけ	不審者情報が多発した場合、町内放送を利用して地域全体に注意喚起を実施します。また、不審者の目撃情報は、引き続き速やかに各家庭へ情報提供を行います。	継続
高校生の列車マナーアップ作戦	近隣市町村の補導センターや警察との合同点検を実施し、引き続きマナーの悪い高校生に対して注意を行っていきます。	継続
スクールカウンセラー	支援の必要な子どもに限らず、保護者や教師が相談できる先として、臨床心理士等の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、心のケアを行っていきます。	継続
スクールソーシャルワーカー	子どもが出会う様々な困難に、子どもの側に立って解決するためのサポートを行います。子どもの可能性を引き出し、自分で解決できるような条件づくりを行うため、保護者・学校・関係機関との連携を図った支援を行っていきます。	継続

(3) 仕事と家庭の両立支援

男女ともに仕事と家庭のバランスのとれた働き方ができるように、また、子育てしやすい職場環境づくりを促進するため、企業に対して理解と協力を求める啓発を進めます。

事業名	事業内容	方向性
多様な働き方の実現	女性の就労率が高い本町において、妊娠や出産に対して職場の理解や協力が得られるよう、母体保護の環境整備を促進していきます。	継続
ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と家庭の両立のためには、雇用する側の意識改善が必要となってくるため、事業者等に向けてのワーク・ライフ・バランスの啓発方法について、検討を進めていきます。	継続

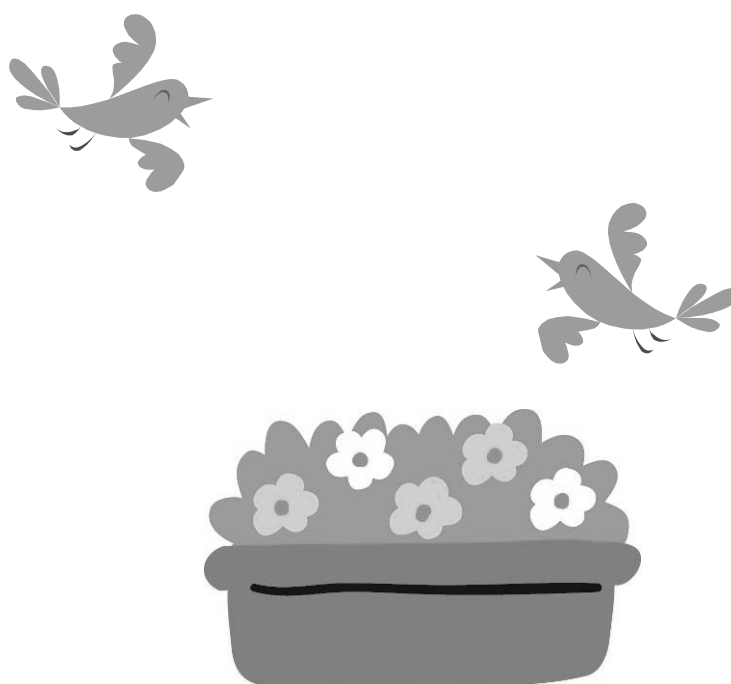


5. 要保護児童への支援策の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの大切な命や人権が尊重されるように、虐待防止対策のさらなる充実のため、関係機関の連携を強化し、ネットワーク体制の充実を図ります。

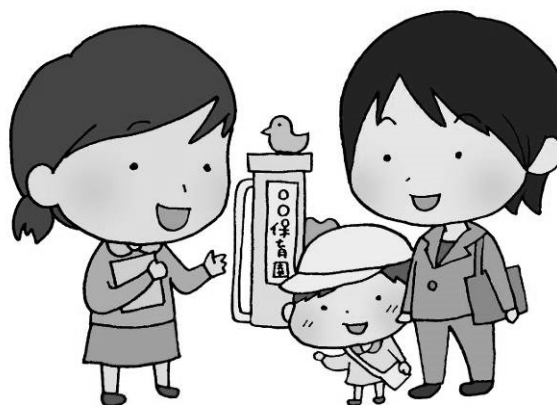
事業名	事業内容	方向性
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が情報を共有します。また、支援内容に関する協議を行い、要保護児童の迅速かつ適切な保護を図ります。	継続
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	本計画期間である平成 27 年度から平成 31 年度において、調整機関職員や地域ネットワーク構成員の専門性の向上を図ることで、職員、構成員の資質向上に取り組むとともに、地域住民に児童虐待予防をさらに周知し、早期発見、適切な対応ができるよう努めます。	継続
児童虐待防止対策の充実	引き続き健診等における、早期発見・早期対応に努めます。また、ケース検討会の実施や関係機関との情報の共有等、連携をさらに強化し、児童虐待の防止に取り組めます。	継続



(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭や、支援の必要な家庭の経済的負担の軽減に向けて、各種福祉施策の周知を図るとともに、子育てに関する経済的支援の充実に努めます。また、ひとり親家庭の自立の支援に向けて、相談対応や支援を行う取り組みを推進します。

事業名	事業内容	方向性
母子父子家庭等自立支援事業計画	ひとり親家庭の不安の解消と自立の支援のため、子育て、就労等の生活全般にわたる相談対応や支援を行う取り組みを推進します。	継続
要保護・準要保護児童生徒援助事業	子どもが学ぶ機会を等しく確保するため、また、保護者の経済的負担の軽減のため、平成 29 年度からは、対象基準の引上げと支援の拡充を行います。	拡充



(3) 障がい児事業の充実

子どもの健全な発達に向けて、障がいのある子どもの発達・障がいに応じた適切な療育体制や教育支援等、保健・医療・福祉・教育等の相互の連携を深め、総合的な支援を進めます。

事業名	事業内容	方向性
障がい児事業の充実	障がいのあるなしにかかわらず、子どもが住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるように、関係機関と連携して支援を行います。学校においては、支援の必要な子どもに対し、県教育委員会を通じて加配教員を要請します。	継続

会議のご意見



- ・ 保育士、教員、行政職員の資質向上が必要。(病気や心に関することの勉強を積極的にすべき)
- ・ 保育士、教員にゆとりがなく、子どもとのコミュニケーションが不足したり、支援が必要な子どもに十分目が行き届かなかったりする現状がある。
- ・ コミュニケーション不足のために、不安を抱えている保護者もいる。
- ・ 発達支援の子どもについては、専門機関への連携が難しく、課題である。
- ・ 障がい児の保護者同士が話せる場が必要だと思う。

第5章 計画の推進点検体制

1. 推進体制

策定した確保方策、施策の実現に向けて、家庭・地域・企業・行政・学校・保育所等と連携を図り、本町一体となって取り組んでいきます。

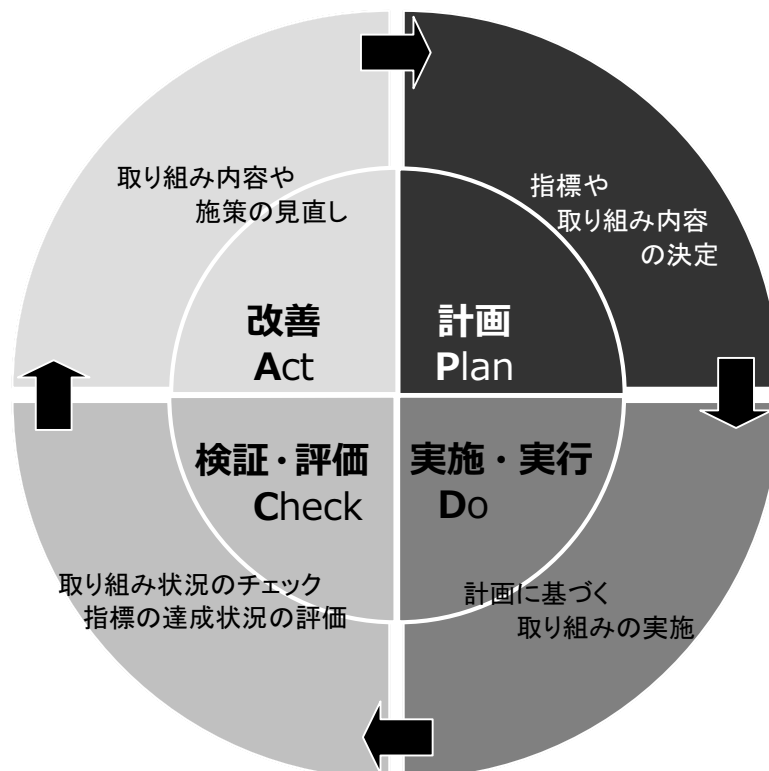
また、庁舎内において関係各課が連携をとり、事業の実施等について情報交換・共有を行うことで、総合的な施策の推進に努めます。

2. 計画の評価

本計画で定めた保育および地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策をはじめ、各施策や事業について、定期的な進捗管理および評価を行います。

また、庁舎内の推進体制や「子ども・子育て支援会議」において、PDCAサイクル

【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Act（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。



資料

1. 黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例

平成 25 年 12 月 20 日

条例第 49 号

(設置)

第 1 条 次代の黒潮町を担う子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、黒潮町子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 支援会議は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)及びその他の子どもに関する法律による施策について町長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第 3 条 支援会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他次世代の社会を担う子どもの育成に関し、識見を有する者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第 6 条 支援会議の円滑な運営及び所掌事務に係る特定の事項について調査し、会議に付する事項を検討するために作業部会を置くことができる。

(その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、支援会議の議事その他支援会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年黒潮町条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

以下略

2. 黒潮町子ども・子育て支援会議運営規則

平成 25 年 12 月 20 日

規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、黒潮町子ども・子育て支援会議設置条例(平成 25 年黒潮町条例第 49 号)第 7 条の規定に基づき、黒潮町子ども・子育て支援会議 (以下「支援会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 支援会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議は、書面をもって会議に代えることができる。

6 書面による会議は、委員の過半数の承諾書をもって成立し、議決は承諾した委員の過半数の承認を必要とする。

(庶務)

第 3 条 支援会議の庶務は、健康福祉課福祉係において処理する。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3. 黒潮町子ども・子育て支援会議委員名簿

区分	所属	氏名
小・中学校校長	黒潮町小・中学校校長会会長	谷 範浩
主任児童委員	黒潮町主任児童委員代表	浦田 信
保育所保護者	黒潮町保育所保護者連合会会長	野村 昌人
小学生保護者	黒潮町 PTA 連合会副会長	村上健太郎
小学生保護者	黒潮町 PTA 連合会副会長	大石 正和
保育所関係者	黒潮町保育所長会会長	宮川 由美
保育所関係者	黒潮町保育所代表	江口 千寿
子育て支援関係者	黒潮町地域子育て支援センター長	明神 美壽
教育委員	黒潮町教育委員代表	濱田 佐恵
母子保健関係者	黒潮町地域担当保健師代表	柿内 愛
行政関係者	黒潮町教育委員会教育次長	畦地 和也
行政関係者	黒潮町地域住民課長	矢野 雅彦
行政関係者	黒潮町健康福祉課長	川村 一秋

黒潮町 子ども・子育て支援事業計画

発行年月：平成27年3月

発行：黒潮町

編集：黒潮町 健康福祉課福祉係

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野
5893

T E L：0880-43-2111

F A X：0880-43-2788
